

## 肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査の結果について

- 身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、肝臓の専門家等による検討により策定された身体障害認定基準により、平成22年4月から開始しているところです。

肝臓機能障害の障害認定の実施状況等を把握するため、10月8日付で身体障害者手帳の交付事務の実施主体である自治体に対して調査を依頼し、今般、その調査結果を取りまとめましたので、公表いたします。

(調査内容)

- ①肝臓機能障害の認定状況(申請件数、却下件数、手帳所持者数等)
- ②申請却下となった理由
- ③制度開始にあたっての指定医(注)への制度の周知の取り組み
- ④肝臓機能障害の指定医の認定基準に対する意見

(注) 指定医とは、身体障害者福祉法において、都道府県等により身体障害の認定を行うための診断書・意見書を記載する医師として指定された者のことをいいます。

- 制度開始から半年間に5,697件の身体障害者手帳が交付されています。(申請件数:6,974件 → 却下件数:565件)
- 国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の点数が10点に満たなかったことを理由とする却下が、507件(89.7%)となっています。

(別添) 肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査結果(概要)(PDF:132KB)

- 肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、引き続き、制度の周知に努めてまいります。

(参考) 厚生労働省ホームページにおける広報

〈問い合わせ先〉

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 指導係

TEL:03-5253-1111(内線 3029)

## 肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査結果（概要）

### 1. 調査の目的

身体障害者福祉法に基づく肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付については、肝臓の専門家による検討により策定された身体障害認定基準により、平成22年4月から開始しているところです。本調査は、肝臓機能障害の障害認定の実施状況を把握することを目的としています。

### 2. 調査時期・対象等

（時期） 本年4月1日（木）～9月30日（木）

（対象） 身体障害者手帳の交付事務の実施主体である自治体

（調査内容）

- ①肝臓機能障害の認定状況（申請件数、却下件数、手帳所持者数等）
- ②申請却下となった理由
- ③制度開始にあたっての指定医への制度の周知の取り組み
- ④肝臓機能障害の指定医の認定基準に対する意見

※ 指定医とは、身体障害者福祉法において、都道府県等により身体障害認定を行うための診断書・意見書を記載する医師として指定された者のことをいいます。

### 3. 結果概要

（肝臓機能障害の認定状況（申請件数、却下件数、手帳所持者数等））

- 肝臓機能障害による障害認定が開始されてから、半年間の申請件数は、全国で6,974件となっています。そのうち81.7%には、9月末時点で既に身体障害者手帳が交付されています。

申請件数 （～H22.9.30）	申請中件数 （H22.9.30 現在）	申請却下件数 （～H22.9.30）
6,974	233	565

	1級	2級	3級	4級	合計
手帳所持者数 （H22.9.30 現在）	4,467	675	389	166	5,697

注1：申請件数には、既に手帳を取得している者が肝臓機能障害の追加の申請をした場合の件数を含みます。

注2：申請却下件数には、取下げ、返還等の件数を含まないため、以下の式は成立しません。  
申請件数－審査中件数－申請却下件数＝手帳所持者数合計

### (申請却下となった理由)

- 申請件数のうち、申請却下となった件数の割合は、8.1%となっています。その主な理由は、下記のとおりです。
  - ・ Child-Pugh 分類（注）の点数が10点に満たないため 507件
  - ・ 検査日から180日以内にアルコールを摂取しているため 29件
  - ・ 1回目検査と2回目検査の間が90日以上空いていないため 8件
  - ・ その他 21件

(注) Child-Pugh 分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5 g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dℓ未満	2.0～3.0 mg/dℓ	3.0 mg/dℓ超

※ 国際的な肝臓機能障害の重症度分類である Child-Pugh 分類の合計点数が10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くことが、肝臓機能障害に係る身体障害認定基準となっています。

### (制度開始にあたっての指定医への制度の周知の取り組み)

- 制度の開始にあたって、全ての自治体において、肝臓機能障害の指定医に対して何らかの方法で周知が図られています。そのうち10自治体において、指定医を対象とした研修会又は説明会が開催されています。

①これまでに研修会・説明会において、指定医に対して、肝臓の認定基準等について、周知を図った。	10自治体 (9.4%)
②これまでに研修会・説明会を実施していないが、今年度中に実施する予定がある。	2自治体 (1.9%)
③研修会、説明会を実施はしていないが、それ以外の方法で指定医に対する周知を図った。 (例：認定の手引きの作成・配布等)	91自治体 (85.8%)
②と③の両方に該当	3自治体 (2.8%)
④現在のところ、実施する予定はない。	0自治体 (0.0%)

**(肝臓機能障害の指定医の認定基準に対する意見)**

- 106自治体のうち34自治体(32.1%)で指定医からの意見の記載がありました。
- 「Child-Pugh分類の合計点数が10点以上」としている現行の基準については、「厳しすぎるのではないか」との意見が27自治体からあり、「妥当であると考える」との意見が4自治体からありました。
- その他、以下のような意見がありました。
  - ・ 診断書における「180日以上アルコールを摂取していない」の記入の方法について、摂取していない場合に、○と×のいずれに丸を付けるべきなのか、分かりにくいのではないか。
  - ・ 1回目の検査と2回目の検査の間隔は、きっちり90日以上180日以内でなく、概ね同程度の間隔が空いていれば良いのではないか。

# 平成22年4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

## 対象者

- 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
- 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

## 手続き

申請書、診断書、写真（たて4cm×横3cm）をお住まいの市町村の担当窓口へ提出してください。  
※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限りです。  
※市町村によって、提出書類が異なる場合があります。

## 認定基準

主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。  
3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。  
※Child-Pugh分類  
肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

## 適用される 施策など

- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや自立支援医療（更生医療・育成医療）の対象となります。
- 等級によっては、公職選挙法に基づく選挙の際に郵便投票を行うことができる措置の対象や、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく企業の障害者雇用率制度や障害者雇用納付金の算定の対象となります。
- 所得税や個人住民税等、法律に基づく各種税制優遇の適用対象となります。
- その他、鉄道運賃、航空旅客運賃、有料道路の料金、日本放送協会放送受信料などの割引措置を受けられる場合があります。

詳しい手続きの方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。